

登 録 長 9.95メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 118キロワット 1キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和57年7月に進水したFRP製小型兼用船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、同室前部窓下の棚に、左舷から順に魚群探知機、GPSプロッター、機関監視盤及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年5月3日08時00分茂木港を発し、長崎県樺島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、茂木港南方沖合を北上して帰航するときには、水上岩等からなる黒瀬の南東方沖合に転針予定地点を設定し、同地点に達したのち、平均水面上の高さ約14メートルの茂木港沖防波堤東灯台（以下「茂木港沖灯台」という。）を船首目標として目視しながら航行しており、転針予定地点をGPSプロッターの画面に×印の記号により表示していた。

a受審人は、09時15分前示釣り場に到着して釣りを開始したのち、13時40分釣りを終えて同釣り場を発進して帰途に就き、14時38分頃茂木港南南西方沖合を北上していたとき、右舷船首方の前示転針予定地点付近に船外機を搭載した小型船（以下「船外機船」という。）を視認し、同船以外に船舶を見掛けなかったことから、船外機船以外に航行の支障となる他船はいないと判断した。

a受審人は、船外機船の動静を見ながら北上を続け、14時41分茂木港沖灯台から208度（真方位、以下同じ。）1.80海里の地点で、針路を転針予定地点に向く044度に定め、15.0ノットの

速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

14時43分少し前 a 受審人は、茂木港沖灯台から203度1.38海里の転針予定地点に達したとき、左舷船首21度110メートルのところに、モーターボートBを視認でき、同船が錨泊していることを示す黒色の球形形象物を表示していなかったものの、船首を西方に向けほとんど移動しない様子から錨泊又は漂泊していることが分かり、このままの針路を保てば同船の船尾方を約50メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、右舷方の船外機船の動静のみに注意を払えば無難に航行できるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Bに向け近距離のところで針路を023度に転じ、衝突の危険を生じさせた。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく続航し、14時43分茂木港沖灯台から203度1.32海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首部がBの左舷船首部に前方から53度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、小型船舶操縦士免許が不要のミニボートと呼称され、小型船舶としての登録及び検査がいずれも対象外の船外機を装備したFRP製モーターボートで、オール2本を備え、b 指定海難関係人が1人で乗り組み、親族2人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日13時30分長崎県宮摺海水浴場の船揚場を発し、黒瀬東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、Bは、船外機が約5秒の操作で始動させることができる

ものであった。

b 指定海難関係人は、13時40分黒瀬東方沖合の釣り場に至り、前示衝突地点付近で、船首を西方に向け、水深8メートルないし10メートルの海底に、直径約25ミリメートル、長さ約40センチメートルの鋼製水道管と長さ15センチメートルないし20センチメートルの針金で自作した重量1キログラムないし2キログラムの四爪錨に長さ約3メートル、重量3キログラムないし4キログラムの金属製チェーンを連結させて投錨し、直径約10ミリメートルの化学繊維製の錨索を約15メートル延出し、同錨索を船首部のフェアリーダーを通して中央部のオール用クラッチに係止し、錨泊していることを示す黒色の球形形象物を表示せず、船外機を停止して錨泊を開始した。

b 指定海難関係人は、同乗者2人を船首部及び中央部に配し、自身が船尾部で左舷方を向き、クーラーボックスに腰を掛けて釣りを始め、14時43分少し前衝突地点で、船首が256度を向いていたとき、無難に航過する態勢のAが、左舷船首53度110メートルのところ左転し、衝突の危険を生じさせたが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、注意喚起信号を行わず、直ちに船外機を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることなく、錨泊を続けた。

b 指定海難関係人は、同乗者と会話しながら釣りを続けていたところ、14時43分僅か前左舷船首至近にAを初めて視認し、立ち上がって手を振りながら大声で叫んだものの、Bは、船首が256度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部外板に亀裂及び破口を生じて転覆し、Aによって茂木港に引き付けられたものの、のち廃船処理され、b 指定海難関係人が右足挫創などを、

Bの同乗者のうち1人が前胸部打撲などを、他の1人が溺水による急性肺水腫などをそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、茂木港南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、茂木港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBに向け近距離のところで針路を転じ、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、茂木港南方沖合において、航行中、針路を転じる場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷方の船外機船の動静のみに注意を払えば無難に航行できるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船に向け近距離のところで針路を左方に転じ、衝突の危険を生じさせて進行し、Bとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人及びBの同乗者2人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎